

東京情報大学校友会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、東京情報大学校友会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、東京情報大学校友会会員相互の親睦と社会活動の助長を図りあわせて東京情報大學及び学校法人東京農業大学の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会報及び会員名簿の刊行に関する事項
- (2) 会員相互の扶助に関する事項
- (3) 講演会及び研究会等の開催に関する事項
- (4) 会員の慶弔及び表彰に関する事項
- (5) 東京情報大学の後援及び相互の連絡に関する事項
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(本 部)

第4条 本会は、本部を千葉県千葉市若葉区御成台4丁目1番 東京情報大学内に置く。

第2章 会員及び会費

(会 員)

第5条 本会の会員は、正会員、準会員及び賛助会員とする。

2 正会員とは、東京情報大学の学部を卒業又は大学院を修了した者をいう。

3 準会員とは、東京情報大学の学部及び大学院に在籍している者で、会費を予納した者をいう。

4 賛助会員とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 東京情報大学の教職員として在職し又は在職した者で、正会員でない者
- (2) 本会に特に功労のあった者で、理事会の議を経て総会の承認を得た者

(会 費)

第6条 正会員は、本会の会費として終身会費20,000円を納めなければならない。

2 準会員は、会費の予納金として入学時（編入学生を含む。）に入会金5,000円を、卒業年次又は修了年次の4月に終身会費15,000円を納めなければならない。ただし、卒業又は修了した場合は、予納金を前項の会費に振り替えるものとする。

3 賛助会員の会費は、これを免除する。

第7条 既に納付した終身会費及び予納金は、これを返還しない。ただし、終身会費を予納した準会員が、中途退学した場合は、本人の申請により終身会費相当分を返還する。

2 予納金は、特別会計として管理する。

第8条 終身会費及び予納金の額は、理事会の議を経て総会においてこれを定める。

(資格の喪失)

第9条 会員は、失踪の宣告及び死亡あるいは除名によって会員たる資格を喪失する。

2 会員で、本会の名誉を著しく傷つける行為のあった者は、理事会の議決により除名することができる。

(会員の届出)

第10条 会員は、住所、職業、氏名等を変更したときは、速やかにその旨を本会に届け出る。

第3章 役員、名誉顧問及び顧問

(役員の構成)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理 事 10名以内
- (4) 監 事 2名

(5) 代議員 50名以内

(役員の選出)

第12条 理事及び監事は、役員選考委員会において選考された候補者について、総会の議を経て決定する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 第1項の役員選考委員会の規程は、校友会会則に準ずる。

第13条 代議員は、各都道府県の支部長と会長が推薦する者とする。

2 代議員の拡充にあたり当面のあいだ、卒業生より若干名を選出する。選出は、大学に一任する。

(兼職の禁止)

第14条 役員は、それぞれの役職を兼ねることはできない。

(役員の任期)

第15条 第11条第1号から第4号までの役員の任期は2年とし、再選を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員の任期は平成10年4月1日より開始し、以降2年毎とする。

(名譽顧問)

第16条 本会は、学校法人東京農業大学理事長及び東京情報大学長を名譽顧問として推戴する。

(顧問)

第17条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長の諮問に応じて、意見を述べることができる。

第4章 役員の任務

(会長)

第18条 会長は、本会を代表し、本会の会務を統括し、理事会及び総会を招集する。

(副会長)

第19条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(理事)

第20条 理事は、本会の会務を掌理する。

(監事)

第21条 監事は、本会の会計及び財産の監査を行い、本会の会務を監査する。

(代議員)

第22条 代議員は、各支部の正会員を代表し、総会において議事を審議する。

第5章 会議

(会議の種類)

第23条 本会の会議は、理事会及び総会とする。

(理事会の招集)

第24条 会長は、必要があると認めたときは、理事会を招集しその議長となる。

(理事会の職務)

第25条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、次の事項を処理する。

(1) 総会の議案の立案に関する事項

(2) 事業計画、予算及び決算に関する事項

(3) 総会の議決事項の執行に関する事項

(4) その他本会の事業に関し必要と認めた事項

(理事会の議決)

第26条 理事会は、理事の過半数以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成者をもって決する。

2 議長は、理事会の議決に加わることはできない。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

(総会の招集)

第27条 会長は、毎年1回総会を開催しなければならない。

2 会長は、必要があると認めたときは、臨時に総会を招集することができる。

3 総会の招集は、その会日の25日前までに会議の日時、場所および議案を代議員に通知しなければならない。

(総会の職務)

第 28 条 総会は、第 11 条各号に定める役員をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 事業計画、予算及び決算に関する事項
- (2) 理事及び監事候補者に関する事項
- (3) 会則及び諸規則の制定改廃に関する事項
- (4) 資産等の処分に関する事項
- (5) その他重要な事項
(議長の選出)

第 29 条 総会の議長は、総会においてこれを選出する。

(総会の議決)

第 30 条 総会は、出席者の過半数の賛成者をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事要録)

第 31 条 会議の経緯は、議事要録に記録し、会長及び会長が指名する 2 名の出席者がこれに署名、捺印し、本会事務局に保管するものとする。

第 6 章 支 部

(支部の設置)

第 32 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため、各都道府県及び海外に支部を置く。

2 支部の名称は、東京情報大学校友会の次に各都道府県名を、海外支部は国名を付記する。

3 各支部に、支部長及び連絡幹事を置く。

4 前項に掲げる役員の選出は、各支部総会において選出する。

(支部長の報告)

第 33 条 支部長は、次の各号について会長に報告しなければならない。

- (1) 支部総会を開催するとき
- (2) 会則及び諸規則の制定改廃をしたとき
- (3) 役員に変更があったとき
- (4) その他支部運営に関する重要な事項

(支部運営費の交付)

第 34 条 本会は、各支部の運営費として、予算の範囲内で助成することができる。

2 海外支部で支部総会を開催する際は、運営費を助成することができる。助成金額は、10 万円を限度として著しい為替変動が生じた場合は、別途協議する。

第 7 章 資産及び会計

(資 产)

第 35 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもってこれに充てる。

- (1) 終身会費
- (2) 予納金
- (3) 寄附金
- (4) その他の収入

(会計年度)

第 36 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 事 務 局

(事務局)

第 37 条 本会の事業及び事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 会長は、理事会の承認のうえ、事務局長を任命する。
- 3 事務局長は、会長の指示に従い、事務を総括する。
- 4 事務局には、事務職員を置くことができる。

第 9 章 補 則

(細 則)

第 38 条 本会則の施行に必要な細則は、理事会の議を経て総会においてこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、平成9年11月8日から施行する。
- 2 総会は、各都道府県に支部が設置されるまでの間、各都道府県に在住する正会員の中から理事會が指名する者によりこれを行う。

改 正 平成10年11月7日
改 正 平成13年4月1日
改 正 平成14年11月9日
改 正 平成19年11月10日
改 正 平成20年10月25日
改 正 平成23年10月22日
改 正 平成29年5月27日